



特定家電リサイクル

処分には家電リサイクル料金（全国一律）と
収集運搬手数料（下記の指定引取場所へ直
接搬入する場合を除く）が必要です。

●家電リサイクル法対象品目



エアコン
（室内機・室外機）



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル法により、上記の家電4品目を廃棄する場合は、

- ①排出者（消費者）がリサイクル料金等を負担すること
 - ②小売業者（販売店）が引き取ること（買い替え等の場合）
 - ③製造業者（家電メーカー等）は、リサイクル（再商品化）することが義務付けられています。
- ※市の収集（ごみステーション）に出すことはできません。分解したものも収集しませんので、必ず適正に処理してください。

家電リサイクル料金

リサイクル料金はメーカーや製品サイズで料金が異なるため、メーカー名と、テレビは画面サイズ（～型）、冷蔵庫（冷凍庫）は内容積（～ℓ）を確認して①～③の方法で家電リサイクル券を購入してください。

- ①一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター TEL：0120-319-640に問い合わせる。
- ②インターネットで、「再商品化等料金一覧」を検索のうえ、ホームページ内の案内に沿って確認する。
- ③最寄りの郵便局で、備え付けの料金表を見て確認する。

●家電リサイクル法対象品の処分方法

- ◆買い替える
- ◆以前購入した店がわかる

【その店に引き取りを依頼】
・リサイクル料金が必要です。
・収集運搬料金が必要な場合がありますので、引き取りを依頼した店にご確認ください。

【指定引取場所】
九州産交運輸株式会社
住所：上益城郡益城町平田 2526
電話：096-388-2731
営業時間：原則として日曜・祝祭日（年末年始、GW等）を除く 9時～17時まで
※事前に電話でご確認のうえ、お持ち込みください。



- ◆買い替えではない
- ◆以前購入した店がわからない

最寄りの郵便局で家電リサイクル券を購入し、リサイクル料金振込

家電リサイクル券を持って、指定引取場所へ直接搬入。

家電リサイクル券を持って、菊池広域連合環境美化センターへ搬入。
※別途運搬手数料が必要です。（リサイクル料金＋運搬手数料）

環境美化センターの場所は、P.14でご確認ください。

【粗大ごみ収集業者へ依頼】
・家電リサイクル券購入後、粗大ごみ収集業者に申込みをしてください。
※別途、粗大ごみ処理手数料が必要です。（粗大ごみ処理券を購入してください。）（リサイクル料金＋粗大ごみ処理券）

収集業者と粗大ごみ処理券は、「家庭ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

無許可の回収業者に出すことは、
法令違反となる恐れがあります。



- ×トラック型回収
- ×チラシ型回収
- ×空き地型回収
- ×インターネット
宣伝型回収